

正

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 8日

青森県知事 殿

提出者

住 所 青森県八戸市北白山台2丁目6番30号

氏 名 プライフーズ株式会社

代表取締役 藤井 伸一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0178-70-5559

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	プライフーズ株式会社 三沢みどりの郷工場
事業場の所在地	青森県三沢市大字三沢字淋代平 101-1605
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

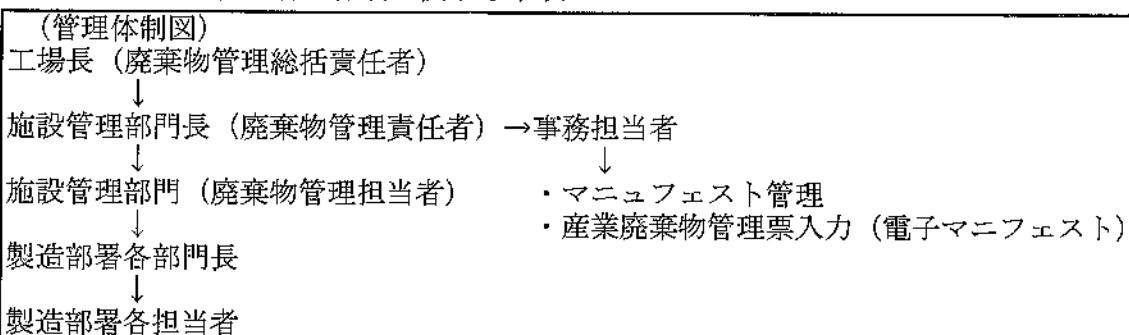
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	食料品製造業
②事業の規模	3,472,953千円（令和5年度生産高実績）
③従業員数	204名（令和6年3月末）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	①動植物残渣：製造工程により発生→運搬→堆肥化 ②下水汚泥：製造工程により下水発生→固形物除去→油分分離→微生物処理→沈殿返送汚泥→脱水→脱水下水汚泥→運搬→堆肥化 ③有機汚泥：製造工程により下水発生→固形物除去→油分離→有機汚泥→運搬→焼却→埋立 ④廃プラスチック：製造工程により発生→運搬→焼却→埋立 ⑤金属くず：工場設備等より発生→運搬→切断→再生 ⑥ガラス陶磁器等くず：工場設備より発生→運搬→破碎→安定化処理→コンクリート固化→埋立

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	下水汚泥
	排 出 量	868 t	390 t
(これまでに実施した取組)			
動植物残渣：水分と固形物の分離により水分の減量。 副原料の適正在庫による賞味期限切れの削減。 製造プロセスでのミスの削減。			
下水汚泥：脱水機による水分除去による減量。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	下水汚泥
	排 出 量	859 t	386 t
(今後実施する予定の取組)			
動植物残渣：水分と固形物の分離により水分の減量。 副原料の適正在庫による賞味期限切れの削減。 製造プロセスでのミス削減。			
下水汚泥：脱水機による水分除去による減量。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物の種類 ①動植物残渣②下水汚泥③有機汚泥④廃プラスチック⑤廢油 分別に関する取組 ・廃棄物入れの区分け。 ・担当者による分別。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	有機汚泥	金属くず	-
排 出 量	143 t	102 t	2.70 t	- t

(これまでに実施した取組)

廃プラスチック：プラスチックと一般ごみの分別。
製造プロセスでのミスの削減。

有機汚泥：フライオイル回収による排水処理施設への流出削減。

【目標】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	有機汚泥	金属くず	-
排 出 量	142 t	100 t	2.70 t	- t

(今後実施する予定の取組)

廃プラスチック：プラスチックと一般ごみの分別。
製造プロセスでのミスの削減

有機汚泥：フライオイル回収による排水処理施設への流出削減。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類 自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	動植物性残さ	下水汚泥	
		- t	- t	
(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類 自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	動植物性残さ	下水汚泥	
	- t	- t	- t	
(今後実施する予定の取組)				

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	動植物性残さ	下水汚泥	
		- t	- t	
(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行いう 産業廃棄物の量	動植物性残さ	下水汚泥	
	- t	- t	- t	
(今後実施する予定の取組)				

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	有機汚泥	金属くず	-
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	有機汚泥	金属くず	-
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	有機汚泥	金属くず	-
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	有機汚泥	金属くず	-
自ら熱回収を行いう 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】				
①現状	産業廃棄物の種類 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	動植物性残さ	下水汚泥			
		— t	— t			
(これまでに実施した取組)						
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	動植物性残さ	下水汚泥			
	— t	— t	— t			
(今後実施する予定の取組)						
産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
①現状	【前年度（令和5年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	下水汚泥			
	全処理委託量	868 t	390 t			
	優良認定処理業者 への処理委託量	10 t	— t			
	再生利用業者への 処理委託量	858 t	390 t			
	認定熱回収業者 への処理委託量	— t	— t			
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	— t	— t			
(これまでに実施した取組) ・廃棄物收集運搬、処分の許可書のチェック。						

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	有機汚泥	金属くず	-
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	有機汚泥	金属くず	-
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	有機汚泥	金属くず	-
全処理委託量	143 t	102 t	2.70 t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	143 t	102 t	2.70 t	- t
再生利用業者への 処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(これまでに実施した取組)

- ・廃棄物収集運搬、処分の許可書のチェック。

(第5面)

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	動植物性残さ	下水汚泥
②計画	全処理委託量		859 t	386 t
	優良認定処理業者への処理委託量		- t	- t
	再生利用業者への処理委託量		859 t	386 t
	認定熱回収業者への処理委託量		- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		- t	- t
(今後実施する予定の取組) 現状維持。 ・廃棄物収集運搬、処分の許可書のチェック。				
※事務処理欄				

【目標】				
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	有機汚泥	金属くず	-
全処理委託量	142 t	100 t	2.70 t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	142 t	100 t	2.70 t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
(今後実施する予定の取組)				
・現状維持。				
・廃棄物収集運搬、処分の許可書のチェック。				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。